

東京都市計画生産緑地地区の行為制限の解除について（報告）

東京都市計画生産緑地地区のうち、生産緑地法（昭和 49 年法律第 68 号）第 10 条の規定により、「買取りの申出」が出された生産緑地地区の行為制限の解除について報告する。

なお、生産緑地法第 10 条に基づく買取り申出は、主たる従事者の死亡または故障により当該生産緑地での営農行為が客観的に不可能となる場合に、主として権利救済（私権との調整）を図るために、土地の所有者が区市町村長に対して行うことができるとされているものである。

買取り申出が出された生産緑地地区は以下のとおりである。

地区番号 11（上鷲宮一丁目地内） 買取り申出日：平成 28 年 10 月 24 日

地区番号 5（上鷲宮二丁目地内） 買取り申出日：平成 29 年 1 月 16 日

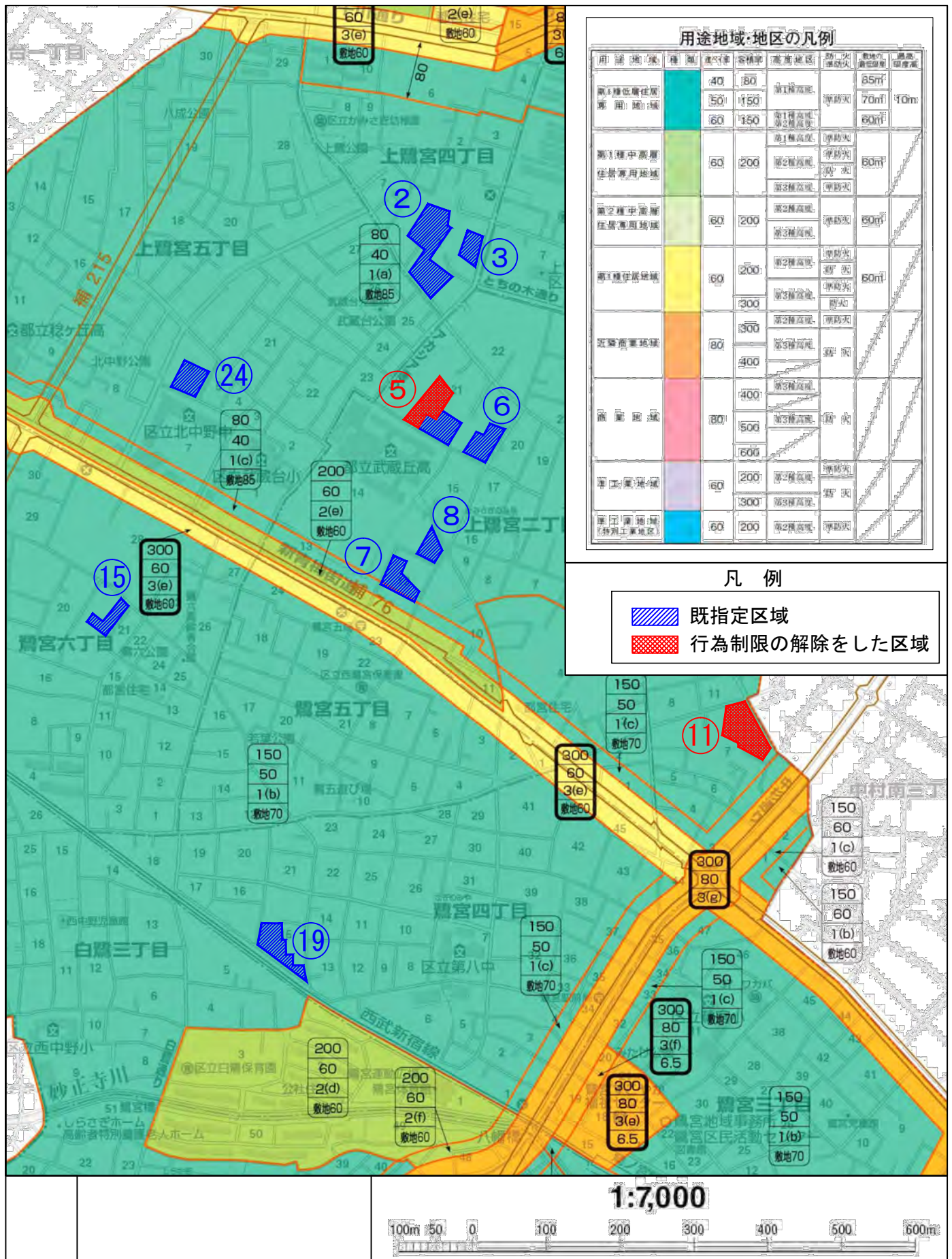
添付資料

別紙 1 位置図

別紙 2 地区番号 11 の行為制限の解除について

別紙 3 地区番号 5 の行為制限の解除について

東京都市計画生産緑地地区 位置図



地区番号 11 の行為制限の解除について

1 地区概要

地区番号	所在及び地番	地目	地積(m ²)
地区番号 11	中野区上鷲宮一丁目 203-1	畑	604
	中野区上鷲宮一丁目 203-7	畑	2,620
	合計		3,224

2 現在の対応状況

当該生産緑地は、平成 4 年（1992 年）11 月 5 日に都市計画決定（約 0.18）及び、新法切替による指定変更（約 0.14）したものである。平成 28 年（2016 年）10 月 24 日、主たる従事者の故障による生産緑地法第 10 条の規定に基づく買取りの申出が出され、中野区及び関係地方公共団体等へ買取りの可否・希望について照会したところ、いずれも買い取らない旨の回答があった。また農業従事者へのあっせんも行ったが、取得希望者がなかったため、平成 29 年 1 月 24 日付けで同法による行為の制限の解除が行われ現在に至っている。

3 当該生産緑地の経緯

平成 4 年 11 月 5 日	生産緑地地区都市計画決定（区第 53 号）
平成 8 年 9 月 11 日	新法による指定変更（区第 82 号）
平成 28 年 10 月 24 日	生産緑地買取り申出
平成 28 年 10 月 28 日	関係地方公共団体等に照会
↓	照会期間：申出日から 1 か月（11 月 24 日） → 買取希望なし
平成 28 年 11 月 21 日	買い取らない旨を通知
平成 28 年 11 月 25 日	農業従事者への斡旋
↓	あっせん期間：申出日から 3 ヶ月（1 月 24 日） → 取得希望なし
平成 29 年 1 月 24 日	当該生産緑地の所有権移転のないことの確認（行為制限の解除）
平成 29 年 4 月 20 日	中野区都市計画審議会報告

4 今後の予定

平成 29 年 5 月～6 月予定	東京都に都市計画変更に関する協議書を提出
平成 29 年 5 月～6 月予定	東京都より同意回答
平成 29 年 6 月～7 月予定	都市計画案の公告・縦覧（2 週間）
平成 29 年 7 月～8 月予定	中野区都市計画審議会諮問
平成 29 年 7 月～8 月予定	都市計画決定（変更） → 告示・公衆に縦覧（予定）
平成 29 年 9 月予定	東京都等に関係図書を送付（予定）

地区番号 5 の行為制限の解除について

1 地区概要

地区番号	所在及び地番	地目	地積(m ²)
地区番号 5	中野区上鷲宮二丁目 355-3	畑	991
	中野区上鷲宮二丁目 355-4	畑	998
	合 計		1,989

2 現在の対応状況

当該生産緑地は、平成 4 年（1992 年）11 月 5 日に都市計画決定（約 0.20）したものである。平成 29 年（2017 年）1 月 16 日、主たる従事者の死亡による生産緑地法第 10 条の規定に基づく買取りの申出が出され、中野区及び関係地方公共団体等へ買取りの可否・希望について照会したところ、いずれも買い取らない旨の回答があった。また農業従事者へのあっせんも行ったが、取得希望者がなかったため、平成 29 年 4 月 16 日付けで同法による行為の制限の解除が行われ現在に至っている。

3 当該生産緑地の経緯

平成 4 年 11 月 5 日	生産緑地地区都市計画決定（区第 53 号）
平成 29 年 1 月 16 日	生産緑地買取り申出
平成 29 年 1 月 19 日	関係地方公共団体等に照会
↓	照会期間：申出日から 1 か月（2 月 16 日） → 買取希望なし
平成 29 年 2 月 15 日	買い取らない旨を通知
平成 29 年 2 月 20 日	農業従事者への斡旋
↓	あっせん期間：申出日から 3 ヶ月（4 月 16 日） → 取得希望なし
平成 29 年 4 月 16 日	当該生産緑地の所有権移転のないことの確認（行為制限の解除）
平成 29 年 4 月 20 日	中野区都市計画審議会報告

4 今後の予定

平成 29 年 5 月～6 月予定	東京都に都市計画変更に関する協議書を提出
平成 29 年 5 月～6 月予定	東京都より同意回答
平成 29 年 6 月～7 月予定	都市計画案の公告・縦覧（2 週間）
平成 29 年 7 月～8 月予定	中野区都市計画審議会諮問
平成 29 年 7 月～8 月予定	都市計画決定（変更） → 告示・公衆に縦覧（予定）
平成 29 年 9 月予定	東京都等に関係図書を送付（予定）